別表第二号第12中「符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備」を「携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備」に改め、同表第12中5を6とし、4を5とし、3を4とし、同表第12の2㈣中「及び陸上移動中継局」を削り、同2を同表第12の3とし、同表第12の1㈢中「及び陸上移動中継局」を削り、同1を同表第12の2とし、同2の前に次のように加える。

1　第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

⑴　符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を中継するもの

ア　拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの　5MHz

イ　拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの　1.48MHz

ウ　拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であって、二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、発射する電波の周波数及び隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

(ア)　815MHzを超え850MHz以下の周波数の電波を使用するもの

A　隣接しない一の搬送波　1.48MHz

B　隣接する二の搬送波　2.71MHz

C　隣接する三の搬送波　3.94MHz

(イ)　1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波を使用するもの

A　隣接しない一の搬送波　1.48MHz

B　隣接する二の搬送波　2.73MHz

C　隣接する三の搬送波　3.98MHz

⑵　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの

ア　チャネル間隔が5MHzのもの　5MHz

イ　チャネル間隔が10MHzのもの　10MHz

ウ　チャネル間隔が15MHzのもの　15MHz

エ　チャネル間隔が20MHzのもの　20MHz

別表第三号17中③を④とし、②を③とし、①を②とし、①として次のように加える。

⑴　第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十号の二を削り、第十号を第十号の二とし、第九号の二の次に次の一号を加える。

十　設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備

第二条第一項第十一号中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同項第十一号の二中「第二十四条第三項」を「第十四条の表十一の項㈠」に改め、同項第十一号の二の二中「第四項」を「第三項」に改め、同項第十一号の二の三中「第五項」を「第四項」に改め、同項第十一号の三及び第十一号の四中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同項第十一号の六の二及び第十一号の六の三中「第四項」を「第三項」に改め、同項第十一号の六の四及び第十一号の六の五中「第五項」を「第四項」に改め、同項第十一号の七から第十一号の八の二までの規定中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同項第十一号の九中「第二十四条第三項」を「第十四条の表十一の項㈢」に改め、同項第十一号の十の二及び第十一号の十の三中「第四項」を「第三項」に改め、同項第十一号の十の四及び第十一号の十の五中「第五項」を「第四項」に改め、同項第十一号の十の九中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同項第十一号の十の十一中「第二十四条第七項」を「第十四条の表十一の項㈠」に改め、同項第十一号の十の十三中「第二十四条第七項」を「第十四条の表十一の項㈠」に改め、同項第十一号の十の二十中「第四項」を「第三項」に改め、同項第十一号の二十の三中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第十号」を「第十号の二」に改め、「第十一号の八」の下に「、第十一号の八の二」を加える。

第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の十の二十第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の	○	○	○	15注○					
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の	○	○	○	○					
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の二の	○	○	○	○	15注○				
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の二の	○	○	○	○					
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の二の	○	○	○	○					
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の五の	○	○	○	○					
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の六の	○	○	○	○					
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の五の	○	○	○	○					
第二条第一項第十号の二第十一号の十の二第十一号の十の五第十一号の十の十一第十一号の十の十三第十一号の二十の三第十一号の二十の九第十一号の二十の十一第十一号の二十の十三第二項第一号備設線無の六の	○	○	○	○					